

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、日本人も外国人も、お互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる「やまがた共生社会」の実現に向け、外国人住民の日本語学習機会の充実を図るため、企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村又は外国人住民支援団体（以下、「事業実施主体」という）が第4条に規定する事業を行う場合において、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱（令和6年4月1日文科科学大臣決定）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業その他の事業者 県内に所在する事業所等で外国人を雇用している企業その他の法人及び個人事業主並びにこれらを主な構成員とする法人その他の団体をいう。
- (2) 監理団体 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (3) 登録支援機関 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の23第1項の登録を受けた者をいう。
- (4) 外国人住民支援団体 外国人住民を対象とする日本語教室を開設するなど、外国人住民の支援を行っている県内に所在する法人その他の団体（前各号に掲げるものを除き、法人以外の団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約を有するものに限る。）をいう。

(補助対象からの除外)

第3条 第1条の規定にかかわらず、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を活動目的とするもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は事業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が運営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業実施主体が実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 県内の外国人住民を対象とした日本語教室を開催する事業で、令和8年度が当該日本語教室を開設した年度から3年度目までの年度に当たるもの
- (2) 既存の日本語教室（令和8年度が当該日本語教室を開設した年度から4年度目以降の年度に当たるものをいう。）について、受入れ人数や実施回数・コースを増やす等、拡充する事業
- (3) 前各号で掲げる日本語教室で活動する日本語学習支援者の育成のための研修事業

2 前項第1号及び第2号に掲げる日本語教室は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 参加する外国人住民（以下「受講者」という。）の語学レベルに合わせた課程が提供されていること。また、日本語能力が十分でない外国人住民が生活等に必要な日本語能力を身に着けるための講習内容であること。
- (2) 特定の業種又は企業等の就業者だけを対象とするのではなく、広く地域の外国人住民に開かれた教室であること。
- (3) オンラインによる実施も可とするが、質疑応答など講師と受講者がコミュニケーションを取れるものであること。
- (4) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条第2項第7号の入国後講習（第一号技能実習生に対し業務従事期間前に実習する講習）でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助金の交付の決定の日以後における別表に掲げる経費であって、令和9年2月28日までに支払が完了し、領収書等によりその支払の事実を確認できるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から受講者から徴収する料金その他の収入額を控除した額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は260,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助事業を開始する日（開催する日本語教室の最初の日をいう。）の30日前（ただし、その開催日が令和8年4月30日より前であるときは令和8年4月10日）までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 企業その他の事業者又は外国人住民支援団体である場合は、暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該事業実施主体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更
- (2) 補助金の額の増又は3割を超える減を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 事業実施主体は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(状況報告)

第10条 事業実施主体は、知事が必要と認めて指示したときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）に事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事

が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 事業実施主体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）に資金計画書（別記様式第9号）を添付して知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第13条 知事は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、規則、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は規則若しくは本要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、事業実施主体が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第14条 事業実施主体は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助事業の区分	補助対象経費
第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事業	講師の謝金及び旅費 教材購入費 パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費 消耗品費（単価5万円以上の物品の購入費を除く。） 広告料 郵便料・運搬費 翻訳料・通訳料 会場・物品等借上料 日本語教育団体等への委託料
第4条第1項第3号に掲げる事業	講師の謝金及び旅費 教材購入費 パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費 消耗品費（単価5万円以上の物品の購入費を除く。） 広告料 郵便料・運搬費 会場・物品等借上料 日本語教育団体等への委託料

備考 補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- (1) 課税事業者にあつては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額
- (2) グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金等の旅費
- (3) 行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業費補助金交付申請書

令和8年度において、山形県日本語教室開催支援事業について、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 申請者が市町村以外の者である場合は、補助金の振込先
(県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入)

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他 ()
口座番号	
(カナ)	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出すること。

(番 号)
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

事業計画書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の 名称		
補助事業に係る 連絡先	住所	〒
	電話番号（平日の日中 に連絡が取れるもの）	
	ファクシミリ番号	
	E-mail アドレス	
	事務担当者 職・氏名	
事業実施主体の 概要	従業員数（人口）	名 うち外国人 名

(注) 1 事業実施主体の概要が確認できる書類を添付すること。(定款、履歴事項全部証明書、規約、構成員名簿、役員名簿、パンフレット等。個人事業主の場合、住民票の写し。市町村の場合は提出不要。)

2 「事業実施主体の概要」欄について、従業員数（市町村及び外国人住民支援団体は人口）と外国人数のほか、外国人の国籍や在留資格の割合等、日本語教室開催に当たって留意した点を中心に記入すること。

企業その他の事業者は、補助事業に参加する外国人を雇用するすべての企業等について記入すること。

2 事業の概要

(1) 事業の名称	
(2) 目的等	
<p>○目的</p> <p>(開設から3年以内の日本語教室の安定運営 ・ 既存の日本語教室の拡充)</p> <p>※該当するものを選択し、事業の目的を具体的に記載すること。</p> <p>※既存の日本語教室の拡充の場合、拡充の内容を具体的に記載すること。</p> <p>○実施方法等</p> <p>※日本語教育団体等に実施を委託する場合は、当該団体のパンフレット等を添付すること。</p>	
(3) 事業の期間	令和8年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (箇月間)
(4) 年次ごとの実施内容	
<p>実施内容及び自立に向けた複数年計画を記載してください。(直近、3～5年間の計画を記載してください。※今年度で終了予定の場合は、記載不要)</p>	
年度	実施内容・自立に向けた複数年計画
令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	
○本事業の補助終了後における、事業継続のための予算確保等の計画	
(5) - ① 事業の詳細	
<p>【名称】</p> <p>【新設・既設の別】 新設 ・ 既設</p> <p>【目標】</p> <p>【実施回数・時期】</p> <p>【実施場所】</p> <p>【受講者募集方法】</p>	

<p>【受講者見込数】 人（ 人× 箇所）</p> <p>【内容】 ※講師名、使用するテキスト、各回の内容など具体的に記載すること。</p> <p>【講師】 人（うち、日本語教師 人）</p> <p>「日本語教育の参照枠」や、生活 Can do 等の活用：有・無 ※該当するものを選択すること。</p>	
<p>(5)－② その他の取組（日本語教室で活動する日本語学習支援者の育成のための研修事業）</p> <p>※補助対象経費に含めて実施する場合、(5)－①の記載項目に準じて取り組み内容を記載すること。</p>	
<p>(6) 取組予定（主な取組の実施スケジュールを記載）</p>	
令和8年4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
令和9年1月	
2月	
3月	
<p>(7) 事業実施によって期待される効果</p>	

別記様式第2号

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額 (精算額)	(予算額)	(比較増△減)	備 考
県補助金				支出合計額×1/2 (千円未満切捨) 又は260,000円のいずれか低い額
受講者からの徴収金				
その他収入額				
自己資金				
合 計				

2 支出の部

区 分	予算額 (精算額)	(予算額)	(比較増△減)	備 考
日本語教室を開催する 事業				
講師の謝金及び旅費				
教材購入費				
各種資料等の印刷費				
消耗品費				
広告料				
郵便料・運搬費				
翻訳料・通訳料				
会場・物品等借上料				
日本語教育団体等への 委託料				
日本語教室で活動する 日本語学習支援者の育成 のための研修事業				
講師の謝金及び旅費				
教材購入費				
各種資料等の印刷費				
消耗品費				
広告料				
郵便料・運搬費				
会場・物品等借上料				
日本語教育団体等への 委託料				
合 計				

(注) 1 経費の積算根拠を備考欄に記載するか、別紙として添付すること。
 2 収支精算書では、補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写しを添付すること。

暴力団排除等に関する誓約書

私 当社 当団体 は、

- 1 次のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は事業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの
 - (3) 暴力団又は暴力団員等が運営に実質的に関与しているもの
 - (4) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (6) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 上記の該当の有無を確認するために、山形県に提出した役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 3 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との補助事業について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が交付決定の取消し等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

山形県知事 殿

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者の職・氏名

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業計画変更承認（及び補助金変更
交付）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既 交 付 決 定 額	金	円(A)
今回変更増△減額	金	円(B)
変更交付申請額	金	円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、様式第1号及び第2号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

事業実施状況調書（事業成績書）

事業実施主体の 名称	
---------------	--

<事業の概要>

(1) 事業の名称	
(2) 目的等	
○目的	
○実施方法等	
(3) 事業の期間	令和8年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (箇月間)
(4) -① 事業の詳細	
<p>【名称】</p> <p>【新設・既設の別】 新設 ・ 既設</p> <p>【目的】</p> <p>【実施回数・時期】 回 (1回 時間) 月 ~ 月</p> <p>【実施場所】</p> <p>【受講者募集方法】</p> <p>【受講者数】 人 (人× 箇所)</p> <p>【講師】 人 (うち、日本語教師 人)</p> <p>【内容】 ※講師名、使用するテキスト、各回の内容など具体的に記載すること。</p> <p>【関係機関との連携】 ※該当がある場合、「機関名」と「連携内容」を記載すること。</p>	

「日本語教育の参照枠」や、生活 Can do 等の活用：有・無 ※該当するものを選択すること。

(4)－② その他の取組（日本語教室で活動する日本語学習支援者の育成のための研修事業）

※補助対象経費に含めて実施する場合、(4)－①の記載項目に準じて取り組み内容を記載すること。

(5) 主な取組の実施状況

令和8年4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
令和9年1月	
2月	
3月	

(6) 事業実施によって期待される効果についての成果（事業成績書として提出するときのみ記載）

(注) 教室の実施状況を撮影した写真その他参考となる書類を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和8年度山形県日本語教室開催支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求する。

記

1 概算払を必要とする理由（資金計画書別添）

2 概算払請求額

既交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)-(B)-(C)	備考
円	円	円	円	

3 振込先

補助金交付申請書に記載のとおり

別記様式第9号

資金計画書

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月
県補助金					
受講者からの徴収金					
その他収入額					
自己資金					
収入合計 (A)					
補助対象経費 支出予定額 (B)					
差引 (A)-(B)					

	9月	10月	11月	12月	1月
県補助金					
受講者からの徴収金					
その他収入額					
自己資金					
収入合計 (A)					
補助対象経費 支出予定額 (B)					
差引 (A)-(B)					

	2月	3月	合計	備考
県補助金				
受講者からの徴収金				
その他収入額				
自己資金				
収入合計 (A)				
補助対象経費 支出予定額 (B)				
差引 (A)-(B)				

(注) 記載する金額は、交付申請時又は事業計画変更承認申請時に提出した様式第2号及び今回提出する概算
 払請求書に記載の県補助金の額と一致するものであること。